平成２２年（フ）第３０６号
山形県上山市宮脇字下川原679番地
破産者　木村プレス工業所こと　木村　茂和
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６１７号
大阪府八尾市南本町３－１－５　301号室、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池本町５番24号　101号
破産者　大路空調設備こと　大路　茂雄
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１８号
兵庫県芦屋市津知町12番３―502号
破産者　山田　　稔
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５１号
堺市堺区北庄町１丁５番27―206号
破産者　山田　吉美
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市花田町上原田116番地11
破産者　平本　好恵（旧姓片島）
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３７号
鳥取県米子市新開５丁目６番38号、開始決定時の住所鳥取県米子市新開４丁目９番９号
破産者　小路　智子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２３８号
鳥取県米子市諏訪317番地
破産者　都田　尚史
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１００８号
熊本市水源１丁目21番１－３号
破産者　藤坂幸惠子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県北九州市八幡西区引野３丁目12番15号、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区六本松３丁目16番16―211号
破産者　下田　和高
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４９０号
青森県むつ市大畑町中島80番地31
破産者　青山　利勝
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
埼玉県熊谷市千代291番地20
破産者　仲條　秋雄
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３９号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目168番地、従前の住所石川県かほく市遠塚ロ14番地46
破産者　髙橋　　巖
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
金沢市末町16の22番地、従前の住所金沢市若松町ツ92番地
破産者　橋タイルこと　橋　　英春
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０７号
岐阜県美濃加茂市太田町1680―21　スカイハイツ東103、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市森山町５丁目13番13号
破産者　古海　　進
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５５号
愛知県一宮市多加木４丁目32番13号
破産者　山崎　政継
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６５号
大阪市住之江区浜口西１丁目15番25号　住吉白鳥園２ＦＧ号、開始決定時の住所和歌山市十番丁56番地の53
破産者　武田　靖司
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷903番地
破産者　清水　一郎
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係